

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和8年7月30日（木） 開会 14時15分 閉会 16時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長 金澤 敬治
4 出席者	<農業委員> 1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 武市 直樹 3番委員 岸野三代明 4番委員 松村 孝明 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 豊田 修治 8番委員 久米 裕純 9番委員 中谷 千春 10番委員 中川 浩樹 11番委員 石井喜代幸 12番委員 板東美佐緒 13番委員 坂東 賢二 14番委員 熊村 秀樹 15番委員 佐藤 文昭 16番委員 谷川 興一 17番委員 湯浅 学 18番委員 赤川 勉 19番委員 林 恵子 <農地利用最適化推進委員> 1番委員 坂口 太一 2番委員 谷永 米男 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 8番委員 高橋 能久 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 佐々木誠一 12番委員 近藤 正彦 13番委員 岡田 敏明 14番委員 佐野 一英 16番委員 美間 亮 17番委員 盛 右二 18番委員 阿木 靖典
5 欠席者	<農業委員> なし <農地利用最適化推進委員> 3番委員 宮本 忠佳 15番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	議事日程 1. 農業委員・推進委員自己紹介 2. 委員研修「農業委員と農地利用最適化推進委員の業務等」 付議案件 （全体議案） 第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について 第2号議案 農地移動適正化あっせん基準の改正案について 第3号議案 2027年度徳島県重点農業施策に関する政策提案（案）について （農地関係議案） 付議案件 第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第7号議案 非農地通知の審議について 第8号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について

	報告事項 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 転用許可の取消について（4条許可） 6. 転用許可の取消について（5条許可） 7. 転用届出の取消について（5条届出） 8. 転用許可の訂正について（5条許可）
--	---

(開会 14時15分)

事務局 それでは、新体制での初めての定例総会を始めます。議事の進行は、徳島市農業委員会総会議事規則第3条の規定によりまして、会長または総会があらかじめ定める者が議長を務めますが、今日は、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、議事を進行して参ります。本日の総会は、農業委員19名全員の委員が出席しており会議が成立しておりますので、議事日程に基づき進めます。
まず、農業委員・推進委員自己紹介を行いたいと思います。担当地区ごとに農業委員・推進委員が混じった形で並んでおります。私と職務代理者3人の紹介のあと、農業委員1番の瀬畑さん、2番の武市さん、次に推進委員1番の坂口さんというふうに並び順をお願いいたします。農業委員と推進委員の別、担当地区、御名前、また栽培品目など何か一言ございましたら、よろしくお願いいたします。

～ 会長、会長職務代理者の紹介の後、順に席順で自己紹介 ～

議長 どうも、ありがとうございました。それでは3年間、共に連携して業務をすすめていきましょう。よろしくお願いします。また、ここで事務局の紹介もお願いしたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

～ 順次自己紹介 ～

議長 どうも、ありがとうございました。次に、議事日程5議事録署名者の指名でございますが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号2番武市直樹委員と、議席番号12番板東美佐緒委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

続いて議事日程6委員研修に移ります。農業委員・農地利用最適化推進委員の業務等ということで、事務局から説明がありますほか、本日農林水産課の方にも来ていただいて説明をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

事務局 ～ 委員研修 ～
農林水産課

議長 ありがとうございました。時間の都合もあり、御質問等については日程の最後の連絡事項の説明のあとにお伺いしますが、農林水産課の方につきましてはこのあと退席いたしますので、農林水産課の説明部分について特に御質問等ございましたらお受けいたします。

ないようですので、研修はこれで終わります。農林水産課の方、本日はお忙しい中御説明いただきありがとうございました。このあと、議案の審議に移りますが、一旦休憩をとりたいと思います。15時45分から開始しますので、よろしくお願いします。

(再開 15時45分)

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。

第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。

なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和8年5月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧（令和8年5月分）のとおりで、多家良・国府・南井上・川内地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の増減を反映した地域計画の変更案が提出されております。今後のスケジュールですが、7月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年8月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、3番以外の地域計画からの除外について了承されております。

3番については、多家良の岸本前委員、瀬畑委員から、現在の事業面積に比べて除外面積が広すぎるのではないかといった旨の意見が、また、岸本前委員から3年程度経過後に住宅分譲地として販売されることがないよう事業計画を精査する必要があるといった旨の農林水産課へ提出されており、これを踏まえて、農業委員会全体の意見として変更案に3番について、転用計画の規模及び確実性について精査を求めるといった意見を付して認めることが適当と思われると思います。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、事務局の案のとおり、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、事務局の案のとおり、承認することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地移動適正化あっせん基準の改正案についての審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案 農地移動適正化あっせん基準の改正案について説明いたします。先に送付しております右肩に第2号議案と書いてある資料を御覧ください。

第2号議案につきまして、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領が改正されたこととともなう、本委員会が定めております農地移動適正化あっせん基準の改正が必要となったために、その改正案として作成したものです。前提として、あっせん事業の御説明をいたしますと、農業委員会があっせんした農地の売買については、税法上の譲渡所得の特別控除が受けられるようになっております。そのあっせんにあたっては、農業

委員会があっせん基準を定めなくてはなりません。

改正案の概要は、(1)地域計画の開始にともなう所要の改正、(2)基準面積に満たない場合の特例規定(集約経営)を新設、(3)あっせん順位に目標面積の規定を新設、(4)目標面積を地区別に設定でございます。(1)(3)(4)については、国の改正に沿った内容でございます。(2)については、国の要領により地域の実情に合わせて定めることが認められておりますので、新設したものです。

特に説明いたしますと、議案の最終ページの表が地区別の基準面積と目標面積でございますが、表のとおり基準面積、すなわち、権利取得後の面積が72アール以上でなければあっせんの対象となりません。この例外規定が改正内容の概要(2)であり、基準面積に満たない場合でも花き栽培やしいたけ栽培などの集約経営を行なっている場合にはあっせん対象にするという規定でございます。目標面積につきましては、あっせん希望者が複数いる場合に目標面積に近い農業者を優先するという規定に関するものです。

今後のスケジュールでございますが、あっせん基準の改正には知事の承認が必要ですので、8月に県知事に対して変更申請を行ない、9月ごろと想定しておりますが、承認があり次第、あっせん基準を施行する予定です。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第2号議案の農地移動適正化 あっせん基準の改正案については、事務局案のとおり改正し、徳島県知事へ変更申請を行うことに異議ございませんか。

全委員 　異議なし

議長 　異議がないということですので、第2号議案については、承認することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、2027年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)についての審議を開始します。この政策提案は、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見を取りまとめて県知事に提言するものです。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、第3号議案、2027年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について説明します。当委員会からの意見提出は、県農業会議に対して行います。農業会議では、各市町村農業委員会が提出した意見を取りまとめるうえ、9月下旬から10月上旬までの間に、県知事に対して提言書の提出を行う予定です。では説明します。

国に対し知事から提言や要請いただきたいこと、中東情勢悪化等による生産コスト上昇に対する経営安定化への取組みということで、読ませていただきます。

― 第3号議案 1-(1) 朗読 ―

という意見としております。前回の体制の委員さんの意見を踏まえて、日本農業法人協会が政府に緊急要望した内容を参考に作成しております。1番は中東依存からのシフトによる政府の見解と現場の供給不足の状況による食い違いの状況をできる限り阻止すること、2番は改正食料・農業・農村基本法の施行による食料システム法(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)が令和7年5月に成立し、今年4月から全面的に施行されることとなったこともあり、この法律の理念である食料の合理的な価格の形成について記載のことをお願いしたい、ということ、3番はそれらの対応が難しい場合は経営対策償などの政策創設をお願いしたい、という内容にしております。適正な価格形成に関する協議

会この法律は、野菜をはじめとする農産物・食品の取引において適正な価格形成を促すものです。

続いて、費税率引下げ対応の確実な施行と周知徹底ということで、読ませていただきます。

— 第3号議案 1-(2) 朗読 —

これは、御承知のとおりでございますが、中小農家などの免税事業者がこの影響を受けることから、全国レベルで話題になり、政府も補助金での支援を考えているとのことなので、記載のようなお願いとしております。

続いて、気候変動に対応する品種開発等の加速化と普及推進ということで、読ませていただきます。

— 第3号議案 1-(3) 朗読 —

これも最近の本当に異常な気象状況、改善するとは考えられないので、できるだけ注力してほしい、というところです。

続いて、デジタルトランスフォーメーションによる業務効率化の継続のための端末更新経費の支援ということで、読ませていただきます。

— 第3号議案 1-(4) 朗読 —

主に、事務局サイドの要望になりますが、非常に効率化され、今後も新たなアプリの開発導入など更なる効果も期待され、委員の皆様にも波及することと思いますので、今回掲げております。

続いて、次年度以降の県農業施策に反映いただきたいことについてです。スマート農業の普及推進への支援と施策の情報提供ということで、読みます。

— 第3号議案 2-(1) 朗読 —

委員さんからの意見と昨年度の県農業会議が県知事に対して提言した内容を参考に作成しております。労力不足や異常気象などの対応にスマート農業の技術は、今後のさらなる技術開発も含めて非常に有用となることが考えられますが、まだまだ高額な器材が多いので、地域での検証と普及推進をお願いするものです。ちなみにスマート農業導入の機械等の購入支援については、色々と条件はつきますが、県単事業で個人向けの補助事業があるようです。

提出後にどれだけ県農業会議が採用し、まとめていただけるかはわかりませんが、本市農業委員会の意見として提出します。よろしく御審議お願いします。以上です。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案、2027年度徳島県重点農業施策に関する政策提案については、原案どおりの内容で提出することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については承認することに決定いたしました。この県知事への提言結果については、県農業会議から報告があり次第、総会の場で報告したいと思います。

続きまして農地関係議案に移ります。第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、石井喜代幸委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1.69aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、農地3筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後112aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

3番から5番は、譲受人が同一のため併せて説明します。農地3筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後51aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後0.5aに至り、果樹の栽培を行うとのことです。

7番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後185aに至り、ほうれん草の栽培を行うとのことです。

8番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後0.5aに至り、野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後102aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

10番は、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後30aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

11番は、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後0.1aに至り、野菜の栽培を行うとのことです。

12番は、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後135aに至り、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

13番は、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後117aに至り、牧草の栽培を行うとのことです。

14番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後105aに至り、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

以上、全案件につきまして、農地法に規定されている不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。第4号議案は全14件で、地目は、田10,803㎡、畑3,040.03㎡、合計13,843.03㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を許可することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番から2番の申請地は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、太陽光発電事業を営んでいる譲受人が、太陽光発電施設に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第3種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自身が代表となっている土工工事業を営んでいる会社に貸し付ける、露天貸重機・車両置場及び露天貸資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土工工事業を営んでいる譲受人が、露天重機・車両置場及び露天資材置場に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木建築業を営んでいる借人が、露天残土仮置場として、許可日から2年間の一時転用をするものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みです。加えて、地域計画にも支障がないことを確認済みです。なお、転用規模が大規模である4番・5番については、地区審査を実施しました。

第5号議案は全6件で、地目は、田4,688㎡、合計4,688㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地516㎡、駐車場・資材置場3,509㎡、その他施設用地663㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。4番と5番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の委員さんが退任されましたので、事務局から転用計画の内容等について、御心証などの代読をお願いします。

事務局 地区担当委員が任期満了により退任されたため、事務局が代読いたします。
今月16日の10時から、4～5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。また、4番、5番は譲受人が異なっていますが、利用者が同一であるため併せて報告します。参加者は、植田前委員、石田前委員、廣瀬前委員と鈴木推進委員の委員4名と転用者側2名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、川内町上別宮南にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、露天重機・車両置場及び露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、申請地間に高くなっている箇所があり、スロープを設けるために一部盛土を行うとのこと。排水については、雨水のみであり、地下浸透とする計画で、土地改良区の意見書と水利組合からの排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場として許可していたもので、変更内容が4点あります。1点目は、擁壁の有無についてです。当初計画では擁壁を設置する予定でしたが、工法を変更し適切な角度をつけた法面を設置することで擁壁を設置しない計画に変更するものです。2点目は、盛土計画高の変更です。変更前は、西側の既設工場敷地と同じ地面高とするために、全面を1.985mの計画で盛土する予定でしたが、1点目のとおり擁壁を要しない形に変更するため、盛土計画高を0.485mに変更するものです。ただし、既設工場敷地からのスロープ部分など、一部については、最大1.985mの盛土計画高となります。3点目は、駐車位置の変更です。スロープの設置にともなって駐車マスの位置が調整されたため、駐車位置及び台数を変更するものです。4番目は、既存施設からの進入路用スロープの設置です。これまで述べましたように、盛土計画高の変更により既存施設である工場敷地との間に高低差が生じたので、進入路としてスロープを設置するよう変更するものです。これらの変更については関係課に協議済みです。

以上、本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第6号議案は、1件で、地目は田のみ、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場546㎡です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番と2番の申請地につきましては、いずれも同様の状況となっており、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第7号議案は、全2件で、対象地は田818㎡、畑6,771㎡その他298㎡合計7,887㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地通知について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書8ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

今月は、賃貸借権が20件、使用貸借権が9件の合計29件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番と2番が、多家良地区7筆・2件、3番が、勝占地区2筆・1件、4番が、八万地区1筆・1件、5番が、上八万地区3筆・1件、6番から12番が、不動地区43筆・7件、13番から16番が、応神地区7筆・4件、17番が、川内地区2筆・1件、18番から21番が、国府地区5筆・4件、22番が、南井上地区1筆・1件、23番から29番が、北井上地区20筆・7件となっております。

権利設定については以上で、田12筆10,652㎡、畑79筆83,365.73㎡の合計91筆94,017.73㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書14ページから18ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得13件を受理しました。

議案書19ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件を受理しました。

議案書20ページから22ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。11件を受理しました。

議案書23ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件を受理しました。

議案書24ページを御覧ください。5番は、農地法第4条許可の取消についてです。1件を受理しました。

議案書25ページを御覧ください。6番は、農地法第5条許可の取消についてです。2件を受理いたしました。

議案書26ページを御覧ください。7番は、転用届出の取消について（5条届出）です。2件を受理いたしました。

議案書27ページを御覧ください。8番は、農地法第5条許可の訂正についてです。1件を受理いたしました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。また、本日の研修に対する質問についても承りますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和8年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は8月31日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。